

津波被災住宅再建の支援制度を拡充

市は平成二十五年八月から、東日本大震災の津波で滅失・損壊した住宅の再建を支援するため、住宅再建費用の一部を補助してきました。今回、その支援内容を拡充しましたので、お知らせします。



補助対象事業を追加

市はこれまで、住宅の建設または購入に係る借入金、のり子や、移転費用、津波被災区域における宅地のかさ上げ工事費について、補助を行ってきました。今回新たに、宅地の取得に係る借入金ののり子に対する

〈表1〉宅地購入事業

| 補助対象経費 | 補助限度額 |
|------------------------------|------------|
| 宅地の購入に係る金融機関からの借入金ののり子に相当する額 | 1戸当たり147万円 |

補助対象者を拡充

補助の対象者は、平成二十三年三月十一日時点で、東日本大震災の津波により被災した地域内の持ち家住宅に居住していた方、または同居していた親族の方に加えて、「持ち家住宅に居住していた方のために住宅再建費用を負担した親族の方」も対象としました。このほか、次の全ての要件を満たす必要があります。

- 補助対象者要件
 - ・東日本大震災による津波で、居住していた持ち家住宅が全壊、大規模半壊、または半壊の被害を受け、やむを得ず住宅を解体した方で、本市内で住宅を

新たに建設、または購入する方

・防災集団移転促進事業および、がけ地近接等危険住宅移転事業の対象とならない方

・市税を完納されている方

・暴力団員および社会的非難関係者でない方

すでに住宅を取得している方、または再建した住宅の宅地を購入した方でも、対象となる場合は、さかのぼって補助を行います。補助の申請期限は平成三十三年九月末日となります。申請の際は、事前に電話で予約してください。

○予約・お問い合わせ
建築指導課指導係
☎22・7516

地区集会所の修繕費を補助

市民協働課協働推進係 ☎22-7414

自治会・町内会・地区が所有している集会所の修繕を行う場合、市が費用の一部を補助します。

- ▶対象 集会所の屋根のふき替えや外壁塗装、床の張り替え、出入口の段差解消、トイレの改修など
- ▶補助額 補助対象経費の1/2以内(上限100万円)
- ▶申込方法 事前に同課へ相談の上、申請書を提出
- ▶申込期限 6月30日(火)

※軽微な修繕や備品類の購入は、補助対象となりませんので、詳しくは同課へお問い合わせください。

障がいのある方に防災ラジオを給付



障がい福祉課支援係 ☎22-7485

市は、地域防災力を強化し、障がい者の安全・安心を確保するため、防災ラジオを給付しています。

- ▶対象 次のいずれかに該当する方(学齢児以上)
 - ・身体障害者手帳1・2級を所持する方
 - ・療育手帳Aを所持する方
 - ・精神障害者保健福祉手帳1級を所持する方
 - ・特定疾患医療受給者証を所持し、重症認定を受けている方
 - ・障がいのある方で、避難行動要支援者名簿に登録している方
- ▶申込方法 印鑑および身体障害者手帳などを持参し、各地区保健福祉センター窓口で
- ※市民税課税世帯の方は、自己負担(製品価格の1割)が発生します。

介護保険サービス利用者負担が変更

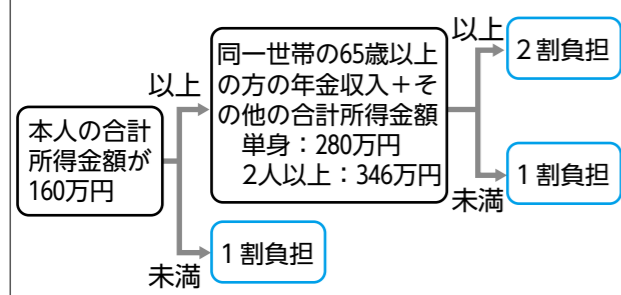
介護保険サービス



本年8月から、介護保険サービスの利用者負担が変更されます。今月号では変更の概要と、利用者負担軽減などの制度について、お知らせします。

○お問い合わせ
長寿介護課
介護保険係
☎22-1193

〈図1〉65歳以上の方の利用者負担割合



八月から利用者負担が変更
介護保険サービスの利用者負担割合が変更(要介護認定者)の負担割合は、一割となっておりますが、八月から、六十五歳以上の方で一定以上の所得がある方の負担割合が、二割に変更されます(図1)。要介護認定を受けている方全員に、負担割合を記載した「介護保険負担割合証」を交付しますので、介護保険サービスを利用する

八月から利用者負担が変更

介護保険サービスの利用者負担割合が変更(要介護認定者)の負担割合は、一割となっておりますが、八月から、六十五歳以上の方で一定以上の所得がある方の負担割合が、二割に変更されます(図1)。

際には、介護サービス事業者に提示してください。

- 高額介護サービス費の利用者負担限度額を見直し
 - 八月利用分以降、現役並み所得者(同一世帯に六十五歳以上で課税所得百四十五万円以上の方がいる方)の負担上限額が、月額三万七千二百円から月額四万四千四百円に見直されます。

利用者負担を軽減・減免

○介護保険施設入所者などの食費・居住費
介護保険施設に入所またはショートステイをした場合、食費や居住費の利用者負担額が軽減されます。

▼対象 市民税非課税世帯に属する方。ただし、世帯を別にして配偶者が市民税課税者の場合や、預貯金などの額が単身で一千万円、夫婦で二千万円を超える場合は、対象になりません。

○社会福祉法人による利用者負担額
社会福祉法人が提供する介護保険サービスを利用した場合、介護費・食費・居

子育て世帯臨時特例給付金を支給

子ども家庭課子育て世帯臨時特例給付担当 ☎27-8570

- ▶支給対象者 本年5月31日現在で本市に住民登録があり、本年6月分の児童手当を受給される方(平成26年の所得が、児童手当の所得制限限度額未満の方)
- ▶対象児童 本年6月分の児童手当の対象となる児童(臨時福祉給付金の対象となる児童や、生活保護を受給している児童を含む)
- ▶支給額 対象児童一人につき3千円
- ▶申請方法 6月上旬に郵送する児童手当現況届の子育て世帯臨時特例給付金申請書欄に必要事項を記入し、各地区保健福祉センター、各支所(内郷支所を除く)へ持参提出
- ▶申請期限 9月30日(水)



住費の利用者負担額の一部が軽減されます。

- ▼対象 市民税非課税世帯に属する方で、年間収入が単身世帯で百五十万円以下など、五つの要件全てに該当する方
- 旧措置入所者の利用者負担額
 - 介護保険制度開始前から特別養護老人ホームに入所していた低所得者(旧措置入所者)が、介護福祉施設サービスを利用した場合、旧措置時の費用に比べて、介護費・食費・居住費の利用者負担額が減免されます。
 - 案内(共通)
 - 軽減などを受けるには、認定証などが必要ですので、該当する方は、同課または各地区保健福祉センターに申請してください。
 - すでにお持ちの方は、七
 - 月末日で有効期限が満了します。ので、八月三十一日(月)までに更新手続きをしてください。